

記入例

高知県営業時間短縮要請協力金(第2期)支給申請書

1 店舗目 ※2店舗以上該当がある場合は、この紙を適宜コピーしてご活用ください。

対象施設(店舗)基本情報	フリガナ	イザカヤマルマルコウチテン					
	名称	居酒屋〇〇高知店					
	フリガナ	コウチケンコウチシマルノウチ					
	所在地	高知県高知市丸ノ内1-7-52					
	フリガナ	コウチ タロウ					
	店舗責任者氏名	高知 太郎 <small>※店舗毎に連絡のとれる方を記載してください</small>					
	電話番号	090-〇〇〇〇-xxxx <small>※日中連絡が取れる連絡先を記載してください</small>					
	区分	飲食店 <small>※該当する施設に☑をつけてください。</small>	キャバレー	<input type="checkbox"/>	飲食店	料理店	<input type="checkbox"/>
			ナイトクラブ	<input type="checkbox"/>		喫茶店(カラオケ喫茶を含む)	<input type="checkbox"/>
			ダンスホール	<input type="checkbox"/>		居酒屋	<input checked="" type="checkbox"/>
スナック			<input type="checkbox"/>	旅館・ホテル	ホテル(施設内の宴会場など、飲食提供の場に限る)	<input type="checkbox"/>	
バー			<input type="checkbox"/>		旅館・民宿、ペンション、ゲストハウス(施設内の宴会場など、飲食提供の場に限る)	<input type="checkbox"/>	
ダーツバー			<input type="checkbox"/>	その他	カラオケボックス	<input type="checkbox"/>	
パブ			<input type="checkbox"/>		ライブハウス	<input type="checkbox"/>	
飲食店			<input type="checkbox"/>	<small>※区分「その他」は、施設内で大声を発するなど、飛沫感染の恐れが高い施設</small>			

※店舗毎に営業許可証など営業を証明できる書類を添付してください。

感染拡大予防ガイドライン	<input checked="" type="checkbox"/> 遵守しています
--------------	---

営業時間	<input checked="" type="checkbox"/> 通常は午後8時以降も営業しています。 <input checked="" type="checkbox"/> お客様の要望に応じて午後8時以降も営業しています。
------	--

営業時間短縮(休業)日 (12日)(A)	6月9日(水)から6月20日(日)までのうち、県の営業時間短縮の要請に応じて営業時間を短縮(休業)する(した)日に☑をつけてください。(ただし定休日等は除く)							
	<input checked="" type="checkbox"/> すべて	<input type="checkbox"/> 6/9	<input type="checkbox"/> 6/10	<input type="checkbox"/> 6/11	<input type="checkbox"/> 6/12	<input type="checkbox"/> 6/13	<input type="checkbox"/> 6/14	<input type="checkbox"/> 6/15
		<input type="checkbox"/> 6/16	<input type="checkbox"/> 6/17	<input type="checkbox"/> 6/18	<input type="checkbox"/> 6/19	<input type="checkbox"/> 6/20		

※営業時間短縮要請期間の終期が前倒じされた場合は、前倒し後の終期までの協力金を支給します。

R2又はR1の5月・6月売上高 (注)	÷	当該期間の営業日数 (注)	× 0.3 =	基礎単価(B)
5,200,000 円		61 日		26,000 円
(様式3-1の店舗ごとの合計欄)				(千円未満は切り上げ)

※第1期(5/26~6/8)の協力金を申請済みの場合(時短要請日方式で支給単価を算出された場合を除く)は、点線枠内の「売上高」及び「営業日数」が第1期と同じ内容になりますので、お間違いのないようご注意ください。

基礎単価(B)	支給単価(C)
25,000円以下	25,000円
25,000円~75,000円	(B)と同額
75,000円以上	75,000円

※左記条件により、支給単価(C)を算出

時短(休業)日数(A)	×	支給単価(C)	=	支給額
12 日		26,000 円		312,000 円

(注)月ごとの売上の把握が困難な場合は、1年間の売上高、営業日数を記入
時短要請期間と同日付の期間(6/9~6/20)の売上申請の場合は、当該期間の売上高、営業日数を記入